

消 防 情 第 258号

平成24年8月27日

各都道府県消防防災主管部長 殿

東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁防災情報室長

(公 印 省 略)

### 緊急通報回線の迂回等について

各消防本部において緊急通報を受信している119番回線については、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び各携帯・IP事業者（以下、「通信事業者」という。）により接続しているところですが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、消防庁舎が被災し、指令台が使用できない状態となったことや一般通信網が広域にわたり被害を受けたことにより、指令台で緊急通報を受信することができない事例が生じました。

そのため、被災地の各消防本部では、受信場所の変更（回線迂回）等の措置が行われたところです。

また、平成23年度に消防庁でとりまとめた「大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会報告書」において、具体的に取り組むべき方策（例）として「119番回線の途絶に備えた電気通信事業者による迂回回線の設置等についても留意する」旨が記載されています。

このような背景を踏まえ、下記のとおり大規模災害時等における緊急通報維持に関する留意事項をまとめましたので、各消防本部におかれましては事前計画の策定等に努めていただくようお願いします。

各都道府県消防防災主管部におかれましては、この旨、貴都道府県内消防本部宛ご周知いただきますようお願いいたします。

### 記

- 1 大規模災害等により、消防本部庁舎の機能が停止した場合においては、通信事業者側の切替えにより、隣接消防本部や管轄内の消防署等への迂回（受信切替）が可能である場合があることから、有事の際に備え、通信事業者との協議を行うとともに、隣接消防本部との事前調整や代替拠点の検討を行っておくこと。

2 大規模災害等により、緊急通報の迂回が必要となった場合の通信事業者に対する迂回措置の手続きを定めておくこと。

なお、通信事業者によっては、事前に迂回先の電話番号等の登録が可能であることから、必要に応じて事前登録を行っておくこと。

3 通信事業者や指令台保守業者等の緊急通報受信に係る関連業者の緊急時の連絡先を再確認するとともに、職場での共有を図ること。

4 緊急通報受信場所の迂回措置等を行った場合における住民等への広報手段を検討しておくこと。

**【担当】**

消防庁防災情報室 笹尾係長、中嶋事務官

電話：03-5253-7526